┵ 貨物概要

厚さ 1.5 mmの床革に厚さ 0.15 mmのポリウレタンシートを接着し、その反対側に厚さ 1.5 mmの多泡性 P V C を接着したベルト。素材の価格比は床革 4 対プラスチック(ポリウレタンシートと多泡性 P V C) 1。

→ 分類

関税率表第 4203.30 号 - 2 (統計番号 4203.30-200)の革製のベルト

→ 分類理由

床革は、引張り強さ、引裂き強さ及び柔軟性がプラスチックよりも優れているもので、これらの性質はベルトの必要要素とされるものです。また、原料価格も床革の方が高価であることから、床革が重要な特性を与えている材料と認められますので、関税率表の解釈に関する通則3 の規定により、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)